

2026 年度 常滑焼総合販売戦略サポート事業 補助事業募集要項

1 目的

常滑焼の販路拡大のための展示会出展やプロモーション等の総合的な戦略事業を通じてブランドイメージを確立し、常滑焼の振興及び持続的発展に寄与すること目的とする。

2 補助事業の概要

(1) 補助対象者

市内で常滑焼（※）を製造または販売している事業者

※地域団体商標「常滑焼」の指定商品等に準ずること

（知多 5 市 5 町で成形及び焼成した陶磁製の商品）

(2) 補助対象期間

令和 8（2026）年 4 月 1 日から令和 9（2027）年 3 月 31 日まで

(3) 補助対象事業

展示会や商談会、クラフト市等において、来場者に対する商談や展示、販売などを行い、常滑焼のブランドイメージ向上や販路拡大に資するもの。

※オンラインでの出展・出品等は除く。

※他の補助金との併用は不可とする。

※補助期間中の申請は、1 事業者につき 1 回までとする。

ア 国内事業

補助対象経費	主な補助基準
①出展料	小間代、登録料など
②旅費（申請者を含め 3 名以内）	最短の経路で妥当な運賃とする。 ・航空機はエコノミークラス ・鉄道の特急券は 100km 以上。指定席は対象外 ・自動車は移動距離(km)×10 円、有料道路代
③宿泊費（申請者を含め 3 名以内）	連続 2 日以上の出展 ・ 1 人 1 泊上限 1 万円（6 泊まで）
④広告宣伝費	PR 用の経費（合計 3 万円まで）
⑤展示装飾費、実演費	実演は材料費などを含む（謝金は対象外）
(その他)	
・ 飲食費や人件費は対象経費としない。	
・ 申請者は、補助対象事業に参加すること。	

補助率	補助対象経費の3分の1以内とする。ただし、次の各号に該当する場合は、最も低い補助率を適用する。 (1) 地域団体商標「常滑焼」の使用権のない場合は、5分の1以内 (2) 同じ出展先での申請回数が通算4回以上の場合は、「回数分の1」以内
補助金額	20万円以内（千円未満切捨て）

イ 海外事業

補助対象経費	主な補助基準
①出展料	小間代、登録料など
②旅費（申請者を含め5名以内）	最短の経路で妥当な運賃とする ・航空機はエコノミークラス ・鉄道の特急券は100km以上。指定席は対象外 ・自動車は移動距離(km)×10円、有料道路代
③宿泊費（申請者を含め5名以内）	連続2日以上の出展 ・1人1泊上限2万円（6泊まで）
④広告宣伝費	P R用の経費（合計3万円まで）
⑤展示装飾費、実演費	実演の材料費は可（謝金は対象外）
⑥輸送費	輸送に係る保険料
⑦通訳費	事業実施に必須なもの
⑧委託費	内訳明細書を添付する。
（その他） ・飲食費や人件費は対象経費としない。 ・申請者は、補助対象事業に参加すること。 ・申請者は事業完了後、委員会が開催する報告会にて成果を発表すること。	
補助率	補助対象経費の3分の1以内とする。ただし、次の各号に該当する場合は、最も低い補助率を適用する。 (1) 地域団体商標「常滑焼」の使用権のない場合は、5分の1以内 (2) 同じ出展先での申請回数が通算4回以上の場合は、「回数分の1」以内

補助金額	30 万円以内（千円未満切り捨て）
------	-------------------

3 申請手続

（１）流れ

①申請

申請は、随時受付とする。ただし、予算がなくなり次第、終了とする。

申請者は、原則として事業実施の 1 か月前までに、以下の書類を事務局へ提出すること（事務局は、審査結果を交付決定通知書（様式第 4）により申請者へ通知する）。

- ・ 交付申請書（様式第 1）
- ・ 事業計画書（様式第 2）
- ・ 収支予算書（様式第 3）
- ・ 納税証明（市税の滞納が無いこと）
- ・ その他事務局が指示する書類

②報告

申請者は、事業完了後 14 日以内に、以下の書類を事務局へ提出すること。

事務局は、審査のうえ補助金額を確定し、補助金確定通知書（様式第 7）により申請者へ通知する。

- ・ 実績報告書（様式第 5）
- ・ 収支決算書（様式第 6）
- ・ 補助対象経費の領収書の写し（提出できない場合は対象外）
- ・ 成果物（補助対象経費に該当するもの）
- ・ 出展風景の写真（①会場風景、②ブース全体、③常滑焼の PR の様子）
- ・ その他事務局が指示する書類

③請求

申請者は、確定通知後 7 日以内に補助金請求書（様式第 8）を事務局へ提出する。事務局は、請求書の受領後 30 日以内に補助金を支払う。

（２）報告会

海外事業の申請者は、事業完了後、常滑焼サポート事業委員会が開催する報告会にて、事業成果を発表すること。

(3) その他

ア 交付決定後に事業内容の変更や中止などが発生した場合、申請者は速やかに事務局へ連絡し、指示に従う。

イ 申請者は、当該事業に係る書類を事業年度終了後5年間保存する。

(提出書類は申請者へ返却しないため、提出時に写しを取っておくこと)

4 問合せ先(事務局)

常滑陶磁器卸商業協同組合

〒479-0836 常滑市栄町3-8 常滑陶磁器会館2階

電話 0569-35-2455

(参考)

常滑焼総合販売戦略サポート事業委員会とは、常滑焼の振興及び持続的発展を目的に、常滑陶磁器卸商業協同組合、とこなめ焼協同組合、常滑商工会議所及び常滑市が令和元年度に組織した委員会です。